

さいたま市
文化芸術都市
創造計画
概要版

生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市

計画の策定に当たって

この計画は、「さいたま市文化芸術都市創造条例」（施行：平成24年4月1日）に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画として策定するものです。

さいたま市文化芸術都市 創造条例

文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するために制定しました。

条例の理念を
具現化する
ための
計画

さいたま市文化芸術都市創造計画 [計画期間：平成26年度～平成32年度]

文化芸術の創造性を 活かしたまちづくり

教育、観光、健康福祉、都市計画などの幅広い分野や関係団体等との連携、地域経済の活性化・産業の振興への配慮といった新たな視点に立って施策展開を図ります。

将来像

さいたま市文化芸術都市創造条例では、さいたま市が目指す将来像を、「**生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市**」と定めています。これを、より分かりやすく、4つのまちの姿に整理しました。

市民等が主体的に 文化芸術活動に参画するまち

文化芸術を自ら創造する、あるいは文化芸術活動に関わるイベントを開催する、文化芸術を支えるボランティアとして活動するなど、市民等の主体的な文化芸術活動が活発なまちです。

幅広い文化芸術と 気軽に触れ合えるまち

文化芸術が市民の生活や地域に溶け込み、だれもが気軽に多様な文化芸術に触れ合う機会があり、一人ひとりが興味のある文化芸術を自分に合った方法で楽しめるまちです。

将来像 生き生きと 心豊かに暮らせる 文化芸術都市

世界共通語である「BONSAI(盆栽)」をはじめとする多彩な地域資源を活用するとともに、新たな取組や情報発信を行い、「文化芸術のまち」として国内外に広く知られるまちです。

文化芸術を 世界へ発信するまち

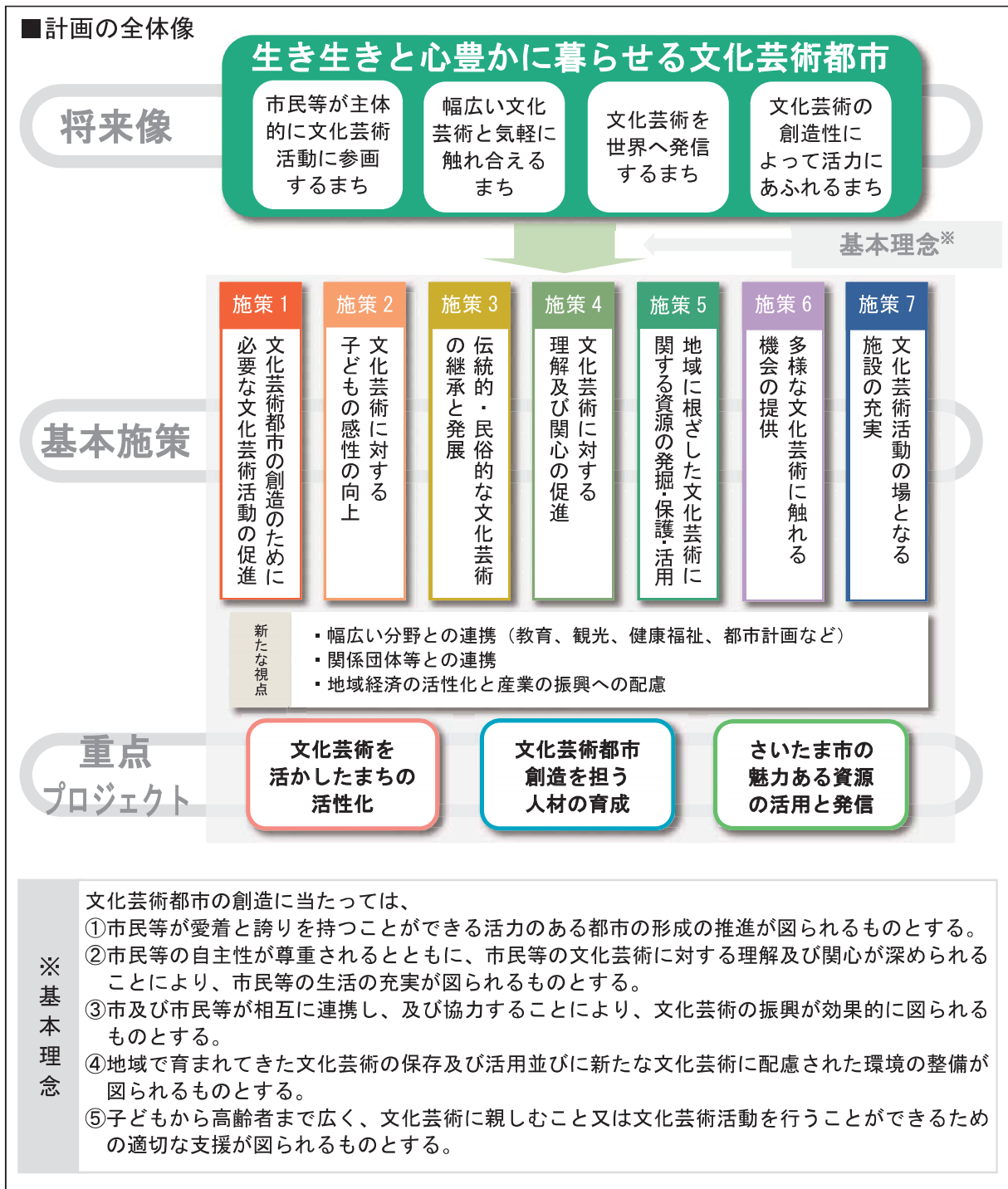
文化芸術の創造性を活かしたイベントの開催や文化芸術を通じた交流が活発に行われ、そこに暮らす人々や地域経済など、地域全体が活力にあふれているまちです。

文化芸術の創造性によって 活力にあふれるまち

施策展開の考え方

この計画では、将来像である「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造に向けて、さいたま市文化芸術都市創造条例第7条に基づく7つの施策を「**基本施策**」とし、教育、観光、健康福祉、都市計画など幅広い分野との連携や関係団体等との連携、地域経済の活性化や産業の振興への配慮といった新たな視点に立って、各施策の具体的な取組を示します。

また、今後7年間の計画期間の中で重点的に取り組むべき事項を定めた3つの「**重点プロジェクト**」を設定します。この重点プロジェクトは、基本施策の横断的・総合的な取組であり、一体的に取り組むことで施策の効果的な推進を図ります。



基本施策の体系



新たな視点

地関幅
域係広
経団い
済体分
の等野
活とと
性のの
化連連
と携携
産業の
振興への
配慮
(教育、観光、健康福祉、都市計画など)

重点プロジェクト

重点
プロジェクト

1

文化芸術を活かしたまちの活性化

文化芸術の持つ創造性を活かし、国際的な芸術祭、芸術家の新たな創造環境の創出、文化芸術を活用した産業の振興などを通じて、多様な交流を生み出し、都市の創造性を高め、まちの活性化を図ります。

主な取組

- 国際的な芸術祭の開催
（仮称）さいたまトリエンナーレ^{※1}の開催
- 芸術家と地域の交流の促進
アーティスト・イン・レジデンス^{※2}の実施
- 文化芸術と産業の連携強化
（仮称）さいたまトリエンナーレへの市内企業の参加
（参加アーティストと企業の交流促進）

重点
プロジェクト

2

文化芸術都市創造を担う人材の育成

若手をはじめとする芸術家の支援を通じて創造活動を行う人材を増やすとともに、創造活動を支えるボランティアの育成や文化芸術イベントを企画・運営できる人材を育成することによって、本市の文化芸術都市創造の中核となる人材を育成します。

主な取組

- 芸術家に対する総合的な支援
人材情報バンク事業の拡充
- 文化芸術活動を支える人材の育成
（仮称）さいたまトリエンナーレにPR・運営ボランティアを導入
- 文化芸術活動をコーディネートできる人材の育成
（仮称）さいたまトリエンナーレ市民プロジェクトの支援

重点
プロジェクト

3

さいたま市の魅力ある資源の活用と発信

盆栽、漫画、人形、鉄道を本市の魅力ある資源として位置付け、積極的に活用・発信することで、さいたま市らしさを活かした「文化芸術都市さいたま」としての魅力向上を図ります。

主な取組

- 魅力ある資源を活用した事業の推進
（仮称）さいたまトリエンナーレ連携事業の実施
- 魅力ある資源の連携
他分野とのコラボレーション事業の実施
- 魅力ある資源の発信
世界盆栽大会の開催支援

※1：イタリア語で「3年に一度」の意で、3年ごとに開催される芸術祭のこと。

※2：国内外からアーティストを一定期間招聘して、滞在中の活動を支援する事業のこと。

※3：文化芸術活動を教育、経済など他の領域とつなげることや、文化芸術団体・芸術家などの創造活動や自立を支援すること。

※4：芸術文化に対する助成を基軸に、政府や自治体から一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関。

計画の推進に当たって

1 施策を実施する上での考え方

(1) 市内における推進体制

○政策形成及び事業の推進に当たっては、市内横断的な連携を図ります。

(2) 市民・関係団体等との連携の強化

○市民、文化芸術団体、芸術家等と連携・協働を図ります。

○埼玉県、周辺自治体、市内外の大学など、様々な団体等と連携を図ります。

(3) 公益財団法人さいたま市文化振興事業団の役割と連携の強化

○(公財)さいたま市文化振興事業団を計画の主要な推進主体として位置付け、連携を強化します。

(4) 推進体制の強化

○文化芸術活動に関する中間支援機能^{※3}や文化芸術施策に関する調査研究機能の充実を図るため、(公財)さいたま市文化振興事業団の機能強化やアーツカウンシル^{※4}のような専門組織の導入などを含む幅広い視点での検討を開始します。

2 新たな基金の設置

市民等と行政が一体となって文化芸術都市の創造に向けた取組を安定的かつ継続的に進めるため、市民や企業からの寄附金等と市の積立金の受け皿となる、文化芸術事業や文化財産等の取得に関する新たな基金を設置します。

3 計画の進行管理

市は、計画の進捗状況等を「さいたま市文化芸術都市創造審議会」に報告し、審議会において、施策や施策の進め方等について、定性的な観点から多角的な検証を行います。

計画全体の 成果指標

○さいたま市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合

平成 25 年度 15.0%

→

平成 32 年度 25.0%

(平成 25 年度さいたま市民意識調査)

■用語の定義

本計画における「文化芸術」「文化芸術都市」「市民等」の用語については、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に定義するとおりとします。

○文化芸術：次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。）

ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽

○文化芸術都市：市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。

○市民等：市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

さいたま市文化芸術都市創造計画【概要版】

発行 平成 26 年 3 月

編集 さいたま市 市民・スポーツ文化局
スポーツ文化部 文化振興課

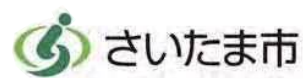
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

T E L 048-829-1226

F A X 048-829-1922

E-mail bunka-shinko@city.saitama.lg.jp

■表紙のデザイン 重なり合う曲線は、美術、音楽、舞踊、盆栽といった様々な文化芸術の要素を表しており、それらが効果的に関わりながら混じり合い、国内外との交流が活性化し、さいたま市の魅力が光り輝いていくことを表現しています。



平成 26 年 3 月

「さいたま市文化芸術都市創造計画（概要版）」は 8,000 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 20 円です。
（さいたま市文化芸術都市創造計画策定等支援業務委託料のうちの印刷に要した経費です。）